

第3次 飯能市環境基本計画

水と緑と共にみらい輝くまち はんのう

第3次飯能市環境基本計画について

飯能市環境基本計画は、飯能市環境基本条例前文及び第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

近年、国内外において、地球温暖化が原因と考えられる気候変動や海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失等、複雑化、深刻化する環境問題に対し、更なる取組が求められています。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、令和5（2023）年度から令和14（2022）年度までを計画期間とする「第3次飯能市環境基本計画」を策定します。

めざす環境像「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」

本市は、首都圏近郊にあって、市域の約75%を占める森林や入間川、高麗川の清流等、豊かな自然と景観に恵まれています。このような本市の豊かな環境を守り、育み、将来世代においてもその恵みを楽しむことができるように取り組むことは、今を生きる私たちの責任でもあります。

本計画では、本市のめざす環境像を **水と緑と共にみらい輝くまち はんのう** とし、自然と共生し、人々が安心して生活できる良好な環境を将来世代に引き継いでいくまちの実現を目指します。





目指す環境像の実現に向けた施策体系

めざす環境像の実現に向けて、本計画が対象とする「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」及び「教育・協働」について、4つの環境目標を設定します。各環境目標の下、基本方針を設定し、施策を推進します。なお、環境目標1の施策は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の施策と対応しています。





※関連するSDGsのアイコンは各目標に密接に関連するものを大きく、間接的に効果を及ぼすものを小さく示しています。

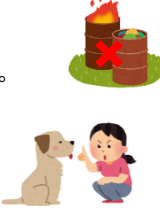



環境目標ごとの市民・事業者・市の取組

市民・事業者・市の各主体によって、以下に示す取組を推進します。

市民・事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー性能の高い家電製品や設備を選択し、省エネルギーに取り組む。 ● 太陽光等の再生可能エネルギーを利用する。 ● 自転車や公共交通機関を利用したり、エコドライブを実行する。 ● ごみの減量やごみの分別を徹底し、リサイクル活動や資源回収に協力する。 ● 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を遵守する。 	
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球にやさしい暮らしの推進 ● 地球にやさしいまちづくりの推進 ● 気候変動への適応 ● ごみの減量化・資源循環への取組 	

市民・事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林保全活動へ参加したり、地場産の木材を積極的に利用する。 ● 良好な自然を守るため、里山保全等のイベントに参加する。 ● 清流保全に努め、地域の河川美化活動等に参加する。 ● 生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に参加する。 ● 開発等を行う際には、緑地の確保や、生物の生息・生育環境の保全・創造に十分配慮する。 	
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の保全と活用 ● 里山の保全と活用 ● 農地の適正処理 ● 清流の保全と活用 ● 生活排水処理の推進 ● 生物多様性の保全と回復 	

市民・事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみ等の野焼きはしない。 ● 自動車の急発進、急加速、空ぶかしはせず、アイドリングストップを心がける。 ● 法規制を遵守し、規制基準を守るだけでなく、環境への負荷を小さくする。 ● 所有地の適正管理を行うほか、不法投棄の監視や地域の清掃活動に協力する。 ● 犬・猫等のペットはマナーを守って飼育する。 	
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の保全 ● 大気、水質、土壌の保全 ● 騒音・振動対策 ● 環境美化の推進 ● 公園・緑地及び道路の整備と景観の保全 	

市民・事業者の取組例	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境問題を考えるセミナーや自然観察会等に参加する。 ● 事業者において、環境教育の場や体験学習の場等の機会を市民に提供する。 ● 事業所内において環境教育を行い、従業員の環境に対する意識を高める。 ● エコツアーに参加、又はエコツアーを実施する。 ● 様々な主体と連携して環境保全活動に取り組み、取組の輪を広げる。 	
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習の推進 ● エコツーリズムの推進 ● 市民、事業者、行政による協働の推進 ● 広域的な連携の推進 	



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化について

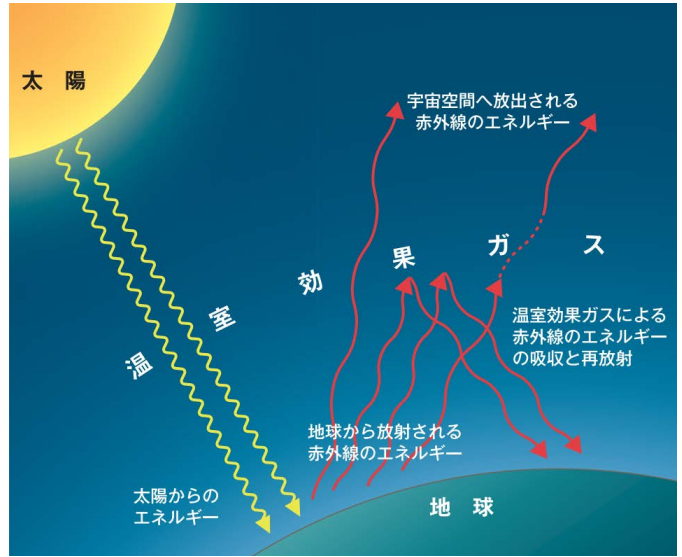
地球の表面は太陽からのエネルギーで温められていますが、地球から宇宙へ放射される熱を吸収する性質を持つCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスが大気中に増えすぎて、地球の気温が上昇してしまうことを「地球温暖化」といいます。

地球温暖化の始まりは産業革命が起きた18～19世紀頃と言われており、産業活動が活発化することで燃料の消費量が大きく増加し、多くのCO₂が排出されるようになりました。

今後、地球温暖化対策を何もしない場合、世界の平均気温は上昇し続け、今世紀末までに最大で5.7℃上昇すると予測されています。

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、集中豪雨や大型台風、記録的な猛暑等の気象災害、熱中症等の健康被害、陸上や海の生態系の変化等、世界的に深刻な影響を引き起こしています。

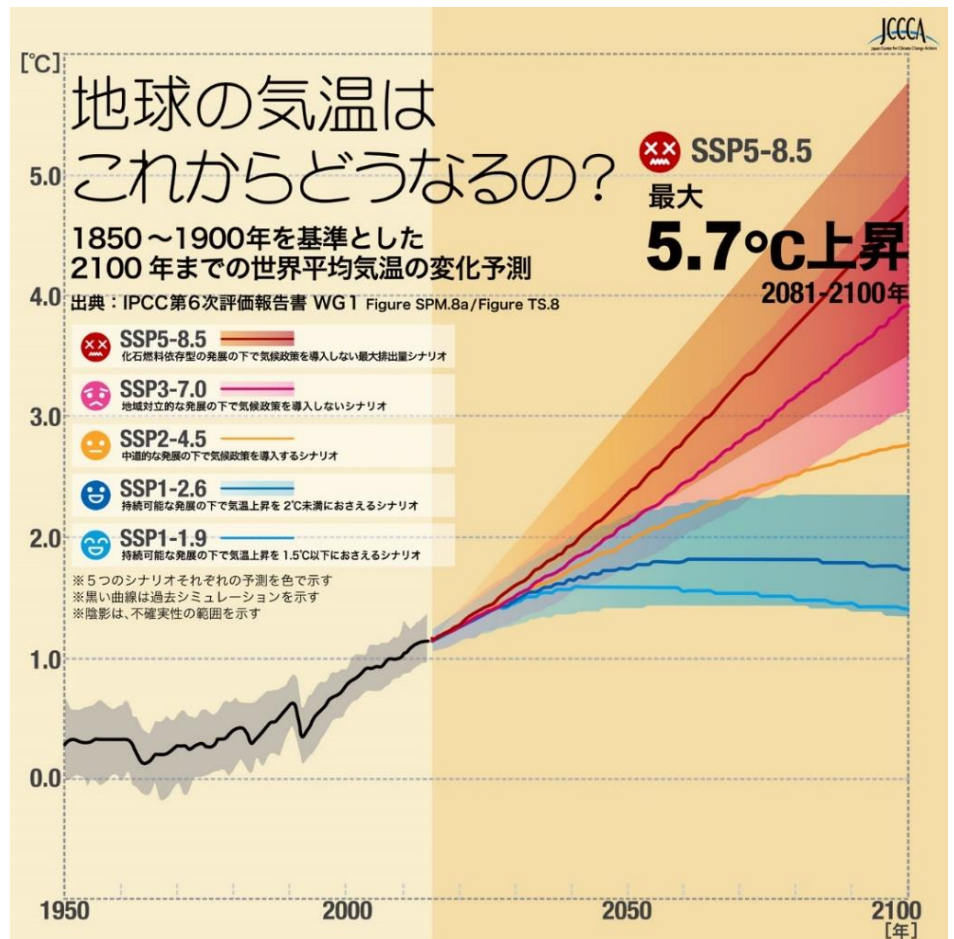
気象災害による被害は、日本においても多く発生しており、本市では令和元年東日本台風により、入間川、高麗川流域で浸水や土砂崩れの被害等が発生しました。



出典：環境省資料



令和元年東日本台風により
浸水した高麗川と市道の土砂崩れ



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ



カーボンニュートラルの実現に向けて

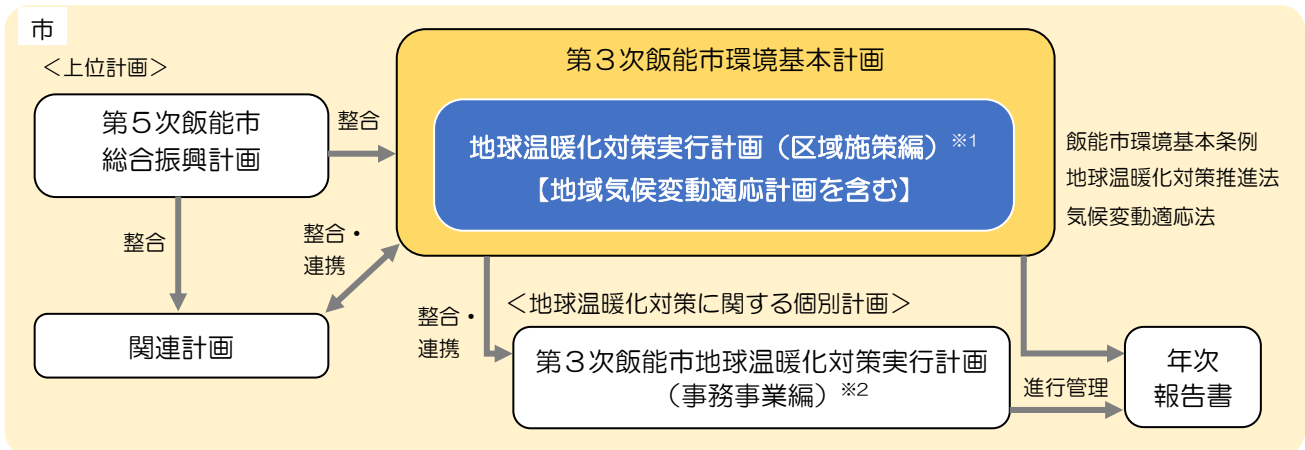
このような気候変動による気象災害や生態系等への世界全体のリスクを軽減するため、温室効果ガスの排出量を令和32（2050）年頃までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた動きが国際的に広がっています。

国においては、令和32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言するとともに、令和12（2030）年度の温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に50%の高みに向け挑戦し続けることを表明しています。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

本市においても、市民・事業者・市の各主体による地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定します。

本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法に基づく計画であり、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の内容を含むものです。また、「第3次飯能市環境基本計画」の目標や施策内容を共有し、関連計画と整合を図っています。



地球温暖化対策に係る2つの対策 ～緩和策と適応策～

地球温暖化対策に係る取組は、温室効果ガス排出量を削減するための「緩和策」と気候変動の悪影響を可能な限り低減するための「適応策」があります。「緩和策」の取組を最大限行ったとしても、既に発生している気候変動の影響を受けることは避けられないため、「緩和策」と「適応策」の両方に取り組む必要があります。

緩和とは？

原因を少なく

緩和策の例

- 節電・省エネ (Energy saving)
- エコカーの普及 (普及 of eco-cars)
- 再生可能エネルギーの活用 (Use of renewable energy)
- 森林を増やす (Increase forests)
- 温室効果ガスを減らす (Reduce greenhouse gases)

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 熱中症予防 (Prevention of heatstroke)
- 災害に備える (Prepare for disasters)
- 水利用の工夫 (Creative water use)
- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Pay attention to insect bites for infection prevention)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Development and cultivation of crop varieties that grow in high temperatures)

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

※1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：県や市の全域の温室効果ガスの排出量の削減を行うために、市民・事業者・行政が一体となって取組を推進するための計画

※2 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：行政の事務事業や公共施設から発生する温室効果ガスの排出量を削減するための計画



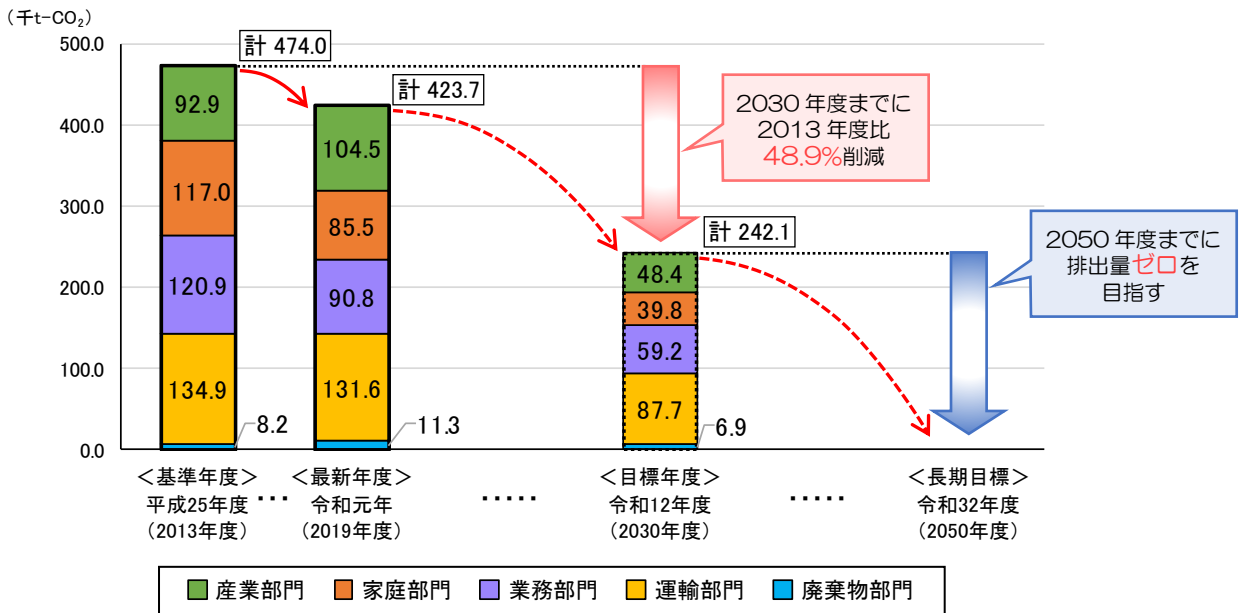
飯能市における温室効果ガス排出量の削減目標

本市と近隣市（所沢市、狭山市、入間市、日高市）で構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）は、令和3（2021）年2月に「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、令和32（2050）年までにCO₂の排出量実質ゼロを目指すことを宣言しています。

国の目標やゼロカーボンシティ共同宣言を踏まえ、今回策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、本市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

飯能市における温室効果ガス排出量の削減目標

令和 32（2050）年度までにカーボンニュートラルを目指し、
目標年度の令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を
基準年度の平成 25（2013）年度に比べ **48.9%**削減する



部門	内容
産業	第1次産業（農業、林業）及び第2次産業（製造業、鉱業、建設業）の工場や事業所内（建設現場や農地も含む）において、生産活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
家庭	各家庭の住宅内において、電力やガス等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
業務	第3次産業（小売業、医療、教育、情報通信、飲食、宿泊等のサービス業や行政機関）の店舗や庁舎等において、事業活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
運輸	自家用車、社用車、バスやタクシー等の旅客自動車、トラック等の貨物自動車、鉄道のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
廃棄物	家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。









地球温暖化対策に係る市民・事業者・市の取組








市民・事業者・市の各主体によって、以下に示す地球温暖化対策を推進します。

市民・事業者・市による取組の例

緩和策
〜温室効果ガスの排出量を削減する〜

 産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所のエネルギーの使用状況を把握する省エネ支援制度やエネルギー管理システム（EMS）を活用する。 ◆ 再生可能エネルギー設備・機器や産業用蓄電池を活用したり、再生可能エネルギー由来の燃料・電力への切り替えを行う。
 家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネルギー性能の高い家電製品を活用したり、日常的な省エネに取り組む。 ◆ 住宅の省エネ性能の向上を図る。 ◆ 太陽光発電システムや住宅用蓄電池を導入したり、再生可能エネルギー由来の燃料・電力への切り替えを行う。
 業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所や公共施設のエネルギーの使用状況を把握したり、クールビズやテレワーク等の働き方の見直しを図る。 ◆ 再生可能エネルギー設備・機器や産業用蓄電池を活用したり、再生可能エネルギー由来の燃料・電力への切り替えを行う。
 運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共交通機関や自転車等を積極的に利用したり、次世代自動車へ切り替える。 ◆ 食品等の地産地消に取り組んだり、宅配の再配達抑制や輸送の効率化に取り組む。
 廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各主体がそれぞれの立場で 4R（Refuse（買わない・断る）、Reduce（減らす・直して使う）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化））に取り組む。
	
吸収源対策 (森林吸収)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和 32（2050）年度のカーボンニュートラルの達成を目指し、森林吸収量の維持及び向上に向けて森林保全に取り組む。

適応策
〜気候変動の影響に備える〜

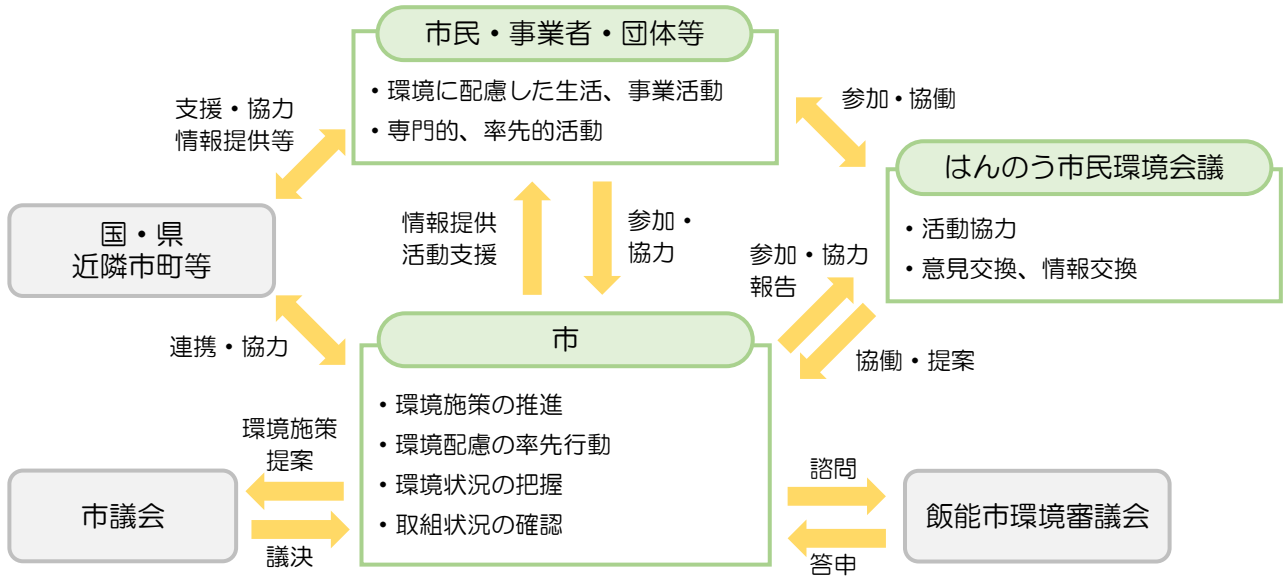
気象災害に対する取組		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の災害訓練・避難訓練の実施や備蓄に取り組む。 ◆ 飯能市洪水・土砂災害ハザードマップを活用する。
健康被害に対する取組		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緑のカーテンやクールシェアスポットを活用するなど、涼しく過ごす工夫を行う。 ◆ 感染症を媒介する蚊やダニ等に注意し、発生抑制に取り組む。
水資源への悪影響に対する取組		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水不足に備えた節水対策を行う。 ◆ 水質汚濁防止のため、生活排水や事業系排水対策を行う。
自然環境への悪影響に対する取組		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 動植物の生息・生育状況の調査や貴重な動植物の保護活動を行う。 ◆ 地域の生態系を脅かす特定外来生物の防除に取り組む。
農作物への悪影響に対する取組		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日よけ等による品質低下防止対策等に取り組む。



計画の推進

計画の主体と役割

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっています。それらの環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的かつ積極的な取組が不可欠となります。各主体がそれぞれの立場で、また、相互に連携・協働を図りながら、役割を果たしていくことが必要です。

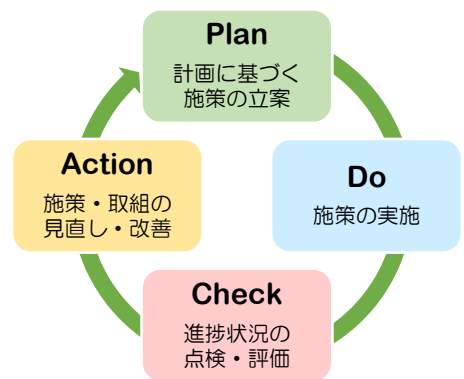


計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムを活用し、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行うPDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。

第3次飯能市環境基本計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理は一体的に行い、環境指標の達成状況や各施策の実施状況等は、「飯能市環境基本計画年次報告書」としてまとめ、飯能市環境審議会に報告後、ホームページに公表します。

また、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。



本編は、飯能市ホームページをご覧ください。



第3次飯能市環境基本計画【概要版】

令和5年3月

発行／飯能市 編集／飯能市産業環境部環境緑水課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 - 1

TEL. 042-973-2111 (代表)

<https://www.city.hanno.lg.jp>

